

裁 定 手 続 申 立 書

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

Consumer ADR 特別委員会 御中

作成年月日	平成 30 年 9 月 2 日
申立人	住所（所在地）(〒 —) 大阪府
	氏名 (略 — —)
	(代理人又は補佐人)
	住所（所在地）(〒 —) 氏名
相手方	住所（所在地）(〒 —) 大阪府
	氏名（会社名・代表者名）(略 — —) A 派遣センター 代表者
申立ての趣旨	申立人は、相手方に対して、 購入した教材（中学 1~3 年用 国語・英語・数学・社会・理科）のうち、 未使用分である中学 1 年用社会・理科、中学 2~3 年用国語・英語・数学・ 社会・理科の教材を返品したい。また、CMS（登録費）とされるものについても、ほぼ利用していないので返金して欲しい。
紛争の要点	後記記載のとおり
上記のとおり裁定手続を求めます。	

紛争の要点（下記のとおり）

家庭教師を依頼するつもりだったが、来訪した販売員から、「教材を購入しなくても家庭教師は頼めるが、当社の家庭教師は、この教材で研修を受けているので、この教材を使って教えることになる。この教材が分かっていなかったら成績が上がらないことが多い。だから教材も一緒に購入した方が良い。」と言われ中学 3 年分の教材を契約した。

のことから、

- ① 当該教材は、販売時のセールストークや、家庭教師が一部使用して授業をしていた状況から、関連商品と考えられ、中途解約を求める。
- ② 事業者は、中学 1 年から中学 3 年までの 3 年分の学習教材をまとめて購入させているが、公益社団法人日本訪問販売協会が平成 21 年 10 月 8 日付で提示した「通常、過量に当たらないと考えられる分量の目安」で、小・中・高の学習教材については、「原則、1 人が使用する量として 1 年間に 1 学年分」とされる基準を大きく上回っており、過量販売と考えざるを得ない。その為、特商法に基づく過量販売解除権の行使を販売店は認め、少なくとも、解約申し出時に到来していない学年分については解約返金処理を行うよう求める。

以上

添付書類

- ・ DM
- ・ 売買契約書
- ・ クレジット書面
- ・ 付帯サービスの説明
- ・ 家庭教師依頼申込書
- ・ 家庭教師講習料の表
- ・ バインダー式教材（数学、国語、英語）
- ・ 内申対策テスト（英語）
- ・ 相談者からの聞き取り書面